

五島市監査委員公表第29号

令和3年1月の例月財務監査の結果に基づく措置について、五島市教育長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和3年11月17日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

3 五教総第 3 8 2 号
令和 3 年 1 1 月 1 2 日

五島市監査委員 橋 本 平 馬 様
五島市監査委員 荒 尾 正 登 様

五島市教育委員会
教育長 村 上 富 憲

令和 3 年度例月財務監査結果報告に基づく措置状況について

令和 3 年 4 月 3 0 日付け 3 五監第 8 9 号による令和 3 年度例月財務監査の結果に基づく指摘事項について、次のとおり措置を講じましたので報告いたします。

記

1 指摘事項

(2) 教職員住宅入居料の収納事務について

教職員住宅の入居について、令和 2 年 9 月 11 日に、教職員等以外の者（以下「本件入居者」という。）から椀島教職員住宅への入居申請書が提出され、市は同月 14 日に、当該入居を許可して教職員住宅入居料（以下「入居料」という。）を納付書で支払ってもらうことを説明したが、調定伝票の起票及び納付書の送付を行わなかった。令和 3 年 1 月 25 日に本件入居者から入居料の支払について問合せがあったことにより、これらの事実が判明し、市は同月 26 日に、調定伝票を起票して本件入居者に納付書を送付し、本件入居者は、令和 2 年 10 月分から令和 3 年 3 月分までの入居料を令和 3 年 2 月 26 日に納付している。

その原因は、令和 2 年 4 月 1 日付けの事務引継書に教職員住宅の入退去に関する手順の記載があるにもかかわらず、その確認を怠ったため、入居者一覧表の作成等をしておらず、納付状況の把握をしていないことによるものである。さらに、事務担当者は、滞納の履歴を滞納者ごとに記録しているが、当該記録を課内で供覧していないので組織として管理しておらず、したがってその納付状況を組織として把握していなかったことによる。

入居料の納付については、五島市教職員住宅管理規則（平成 16 年五島市教育委員会規則第 12 号）第 7 条に毎月末日までにその月分を財務規則に定める納入通知書により納付しなければならないと規定され、入居料に関する手順は事務引継書に記載されているのであるから、事務に遺漏がないよう措置されたい。また、納付状況の記録については、組織として管理し、把握すべきである。さらに、今後は、令和 3 年 4 月 1 日から施行された五島市債権管理事務取扱規程（令和 3 年五島市訓令第 3 号）に基づ

き、適正な債権管理に努められたい。

ところで、入居料に滞納がある場合、督促を電話で行っているが、債権の督促については、絶対的な時効更新の効力があり、法的に重要な意味を持つので、その証拠をきちんと残しておく必要がある、法令上は口頭でも差し支えないが、原則として書面をもって行わなければならないとされている。

したがって、財務規則第 46 条第 1 項は、「収入命令権者は、納期限までに納入しない納入義務者に対し、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない。」と規定するから、電話で督促するのではなく、督促状を発付すべきである。

【講じた措置】

[教育委員会総務課]

ご指摘後は、入（退）居申請書を受領後、担当者により入居者一覧表に当該入（退）居者に係る情報及び調定額を入力し、供覧することにより起票漏れ等がないよう努めています。

また、納付状況一覧を供覧し、滞納状況を課内で共有しています。

督促については、書面での発送を行っています。